

●香川県告示第203号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月15日

香川県知事 池田 豊 人

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
三豊市財田町財田上1328番地1  
四国明治株式会社 代表取締役社長 元田 陽一
- (2) 事業場の所在地及び名称  
三豊市財田町財田上1328番地1  
四国明治株式会社 香川工場
- (3) 特定施設の種類の種類  
変更なし
- (4) 変更しようとする事項  
汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設			
能	力	1005m <sup>3</sup> /日			
汚水等の処理方式		トルラ前処理、活性汚泥、脱窒、凝集沈殿			
工 期 等	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日	既設			
	使用開始予定年月日	既設			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用			
処理前 及び処 理後の 汚水等 の汚染 状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	2~13	2~13	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	835	1194	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	417	597	15	20
	浮遊物質 (mg/L)	278	398	20	30
	窒素含有量 (mg/L)	50	100	15	20
	りん含有量 (mg/L)	10	15	(変更前)3 (変更後)2.9	8
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/L)	100	199	(変更前)10 (変更後)9.7	20	

	大腸菌数 (CFU/ml)	無数	無数	0	100
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	46	46	(変更前)10 (変更後)9.7	30
	排出される汚水等の量(m <sup>3</sup> /日)	(変更前)583.4 (変更後)603	(変更前)985.4 (変更後)1005	(変更前)583.4 (変更後)603	(変更前)985.4 (変更後)1005

(5) 排水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
項 目		通 常	最 大
排水 の汚染 状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	
	生物学的酸素要求量 (mg/L)	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	15	20
	浮遊物質量 (mg/L)	20	30
	窒素含有量 (mg/L)	15	20
	りん含有量 (mg/L)	(変更前)3 (変更後)2.9	8
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	(変更前)10 (変更後)9.7	20
	大腸菌数 (CFU/ml)	0	100
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	(変更前)10 (変更後)9.7	30
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	(変更前)583.4 (変更後)603	(変更前)985.4 (変更後)1005	

他に雨水専用排水口が4箇所ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年10月15日から同年11月5日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
三豊市市民環境部環境衛生課